

ヘルパーステーション ばらんす



当事業所では、身体上または精神上的の障害のため日常生活を営むのに支障がある方に対し、身体の介助や生活支援により、日常生活の援助を行います。

訪問介護(要介護1~5)

☆介護保険で利用できるサービスの内容☆

身体介護

入浴介助…入浴可否の判断・排泄の確認・脱衣介助・入浴介助・着衣介助・水分補給
排泄介助…ポータブルトイレ使用→ポータブルトイレまでの移動・後始末、元の場所に戻る・ポータブルトイレの後始末
オムツの交換→物品準備・脱衣・陰部臀部の清拭あるいは洗浄・着衣・オムツの後始末
食事介助…声掛け、準備・食事の姿勢の確保・見守り、摂食介助・歯磨き・服薬介助
清拭…顔、首→上肢→胸・腹→背→下肢→陰部、臀部
部分欲…手浴→足浴→陰部浴→洗髪
移乗移動…室内・室外において、車イス、歩行器、杖、装身具等などによる移乗・移動の介助。通院、外出時の介助

家事援助

買い物…訪問時に品物(食材を含む)を確認、訪問時持参
調理…朝、昼、夕食の準備、食後の後片付け、食器の収納
洗濯掃除…居室の掃除、衣類の洗濯、洗濯物の乾燥と取り入れ

☆サービスの計画の作成・変更☆

1. 事業者は「居宅サービス計画(ケアプラン)」(以下「ケアプラン」と言う。)に沿って「訪問介護計画」(以下サービス計画と言う。)を作成します。
2. 事業者はご利用者の要介護の軽減もしくは悪化の防止、又は要介護状態となることの予防に資するよう、訪問介護サービスの目標を設定し、前項に規定する「サービス計画」に基づき計画的に行います。
3. 事業者は、ご利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更内容を速やかに介護支援専門員に連絡します。
4. 事業者は「サービス計画」の作成及び変更にあたっては、その内容をご利用者及びその家族に対し、説明し、同意を得ます。

☆利用者負担金☆

介護保険の適用がある場合は、料金表のサービス費の1割が利用者負担金となります。ただし、介護保険、介護予防保険の適用がない場合や介護保険、介護予防保険での給付の範囲を超えたサービスは、全額がご利用者の負担となります。

△介護保険適用サービス費のめやす/基本料金・昼間△

	30分未満	30分 ～1時間	1時間 ～1時間30分	1時間30分以上 (30分増すごとに)
身体介護	2,540円	4,020円	5,840円	830円を追加
生活援助	—	2,290円	2,910円	—
初回加算	ご利用開始時		2,000円	
緊急時加算	1回につき		1,000円	

- * 基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)及び夜間(午後6時～午後10時)は25%増しとなります。
- * 上記の料金算定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様のケアプランに定められた目安の時間を基準とします。
- * やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は2人分の料金となります。

介護予防訪問介護 (要支援 1～2)

○サービスの実施頻度は、介護予防サービス計画(ケアプラン)において、以下の支給区分が位置づけられ、1週間あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、介護予防訪問介護計画において具体的な実施日、1回あたりの時間数や実施内容が定められています。

支給区分	1週間あたりのサービス提供数
I	おおむね1回
II	おおむね2回
III	おおむね3回

○ご利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日、時間等は、介護予防サービス支援計画表を踏まえ介護予防訪問介護計画を作成します。

△サービスの内容

- ①身体介護 1. 入浴介助…入浴の介助又は、入浴が困難な方は身体を拭く(清拭)などをします。
- ②生活援助 介護予防訪問介護サービスは、自立支援の観点から、ご利用者が出来る限り自ら家事等を行う事が出来るように支援することを目的としています。そのため下記のサービスは、例えばご利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。
 1. 調理…ご利用者の食事の用意を行います。(ご家族分の調理は行いません。)
 2. 洗濯…ご利用者の衣類等の洗濯を行います。(ご家族分の洗濯は行いません。)
 3. 掃除…ご利用者の居室の掃除を行います。(ご利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)
 4. 買い物…ご利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。(預貯金の引出や預け入れは行いません)

△ 介護予防保険適用サービス費

☆利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。介護予防サービス計画において位置づけられた支給区分によって次のとおりになります。

支給区分	I おおむね週 1回	II おおむね週 2回	III おおむね週 3回
1.利用料金	12,340円	24,680円	40,100円
2.うち介護保険 から給付される額	11,106円	22,212円	36,090円
3.サービス利用に かかる自己負担額 (1-2)	1,234円	2,468円	4,010円

☆月ごとの定額制になっているため、月の途中から利用を開始したい月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

- 1.月途中で要介護から要支援に変更となった場合。
- 2.月途中で要支援から要介護に変更となった場合。
- 3.同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合。



個人情報について

- 1.使用する目的…ご利用者のための居宅サービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員とサービス事業者との連絡調整において必要な場合。
- 2.使用する期間…同意した介護サービス開始(介護サービス契約締結日)の日から同介護サービス終了(介護サービスの解約日)の日までとします。
- 3.条 件…①個人情報の提供は必要最低限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払うこと。
②個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。



自立支援法による障害者福祉サービスも行っています。

介護タクシーも行っています。

お電話お待ちしております (^_^) /



札幌市白石区川北3条1丁目3番17号

ヘルパーステーション ぼらんす

担当 高橋・わたのべ

TEL 011-398-7779 FAX 011-398-7794

